

# 住民票の写し等郵送請求書

「消せるボールペン」や鉛筆は使用しないでください。

(宛先) 紀の川市長

請求日 令和 年 月 日

## 1. 請求者 (委任状等により代理で請求される場合は、代理人が請求者となります。)

住所	(〒 - )		
ふりがな		生年月日	明・大・昭・平・西暦
氏名			年 月 日
電話番号	平日8:45~17:30に連絡がとれる電話番号を記入してください。 (携帯) - - (勤務先・自宅) - -	必要な住民票に記載がある方とのご関係 本人・同一世帯員・その他[ ]	

※委任状や関係戸籍等が必要となる場合があります。

## 2. 必要な住民票等

住所	紀の川市		
ふりがな		生年月日	明・大・昭・平・令・西暦
氏名			年 月 日
住民票の写し (1通200円)	世帯全員分(謄本)	通	◆記載が必要なものは、□に <input checked="" type="checkbox"/> (チェック) を入れてください。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェック) がない場合は、省略して交付します。 ※本人または同一世帯以外の方には、世帯の一部の住民票や記載事項を省略したものしか交付できない場合があります。 ※個人番号(マイナンバー)または住民票コードが記載された住民票については、本人からの請求も代理人からの請求も例外なく、「住民票に記載されている本人の住民登録地」に送付します。
	世帯の一部(抄本)	通	
住民票除票の写し(個人のみ) (1通200円)		通	
			<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 世帯主名と続柄 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー)
			《外国人住民の方のみ》 <input type="checkbox"/> 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 在留資格・期間・満了日 <input type="checkbox"/> 第30条の45区分 <input type="checkbox"/> 在留カード等番号

## 3. 証明書の使いみちと提出先

--

## 4. その他連絡事項があれば記入してください。

--

- 偽りその他不正な手段により、証明書の交付を受けた者は刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。
- 本請求書は紀の川市へ郵送請求していただくために作成したものです。他市区町村への請求としてご利用になる場合は、手数料や取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは請求先の市区町村へお尋ねください。

★「郵送による住民票の写し等の取り寄せ方法」をよくご覧ください。

## 郵送による住民票の写し等の取り寄せ方法

※配達日数と市役所の処理日数が必要となりますので、お急ぎの方は、速達郵便をご利用ください。

### 《必要書類》

#### ①住民票の写し等郵送請求書

#### ②手数料（郵便局発行の定額小為替）

- ・切手、現金、収入印紙などでは受け付けられません。
- ・必要な証明書の種類、通数を確認し、合計額分を同封してください。
- ・残額は、定額小為替でお返しします。また、不足する場合は、手数料を追送していただいております。

#### ③本人確認書類

- ・請求者の住民登録地がわかる本人確認書類のコピーを同封してください。  
運転免許証／個人番号カード（顔写真付き）／健康保険証等（健康保険証等の場合は、住所が記載されているもの）  
裏面にも記載がある場合は、両面のコピーが必要
- ・氏名および住所が確認できるようにコピーをしてください。
- ・マイナンバー通知カードは、本人確認書類になりません。

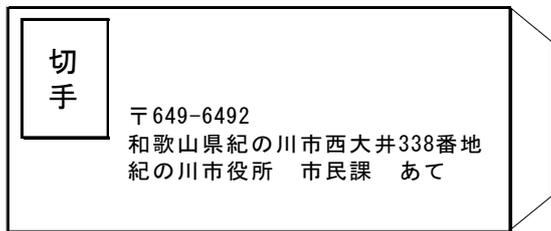
#### ④返信用封筒

- ・請求者の氏名と住所（住民登録地）を記入し、送料分の切手を貼付してください。
- ・個人番号（マイナンバー）または住民票コードが記載された住民票については、本人からの請求も代理人からの請求も例外なく、「住民票に記載されている本人の住民登録地」に送付します。

#### ⑤委任状等（請求者が本人または同一世帯員以外の方のみ）

### 《住民票の写し等の請求先》

①～⑤を同封し、下記へ請求してください。



詳しい内容はホームページをご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

紀の川市役所 市民課  
TEL：0736-77-2511

#### 【請求先】

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地 紀の川市役所 市民課 あて

